

ネット通販のトラブルに注意しましょう！

コロナ禍の新しい生活様式の推進によって、ネット通販が増大しています。総務省の家計消費状況調査によると2020年4月の1回目の緊急事態宣言の後、ネット通販利用世帯割合（2人世帯以上）は、50%を超えました。コロナ禍をきっかけにネット経由での買い物が、私達の日常生活に浸透してきたことが分かります。ネット通販は気軽に便利ですが、非対面ですので、商品が届かない、偽物が届いた、返品が出来ない、販売業者と連絡がとれない等のトラブルが多く発生してきました。



《トラブルに遭わないために、次の点に注意しましょう》

- 1) 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。事前に返品と解約の条件や販売業者の所在地・連絡先等が明確に記載されていることを確認しましょう。
* 返品特約の表示がない場合は、商品到着後8日以内に消費者の送料負担による返品が可能です。
- 2) お金や個人情報の詐欺等を目的とした詐欺的な通販サイトもあります。そして購入する際に入力した個人情報が流出して、別の犯罪に巻き込まれる危険性もあります。怪しいと思ったら利用しないようにしましょう。
- 3) 「お試し」のはずが、高額な料金を請求されることもあります。注文前に定期購入の契約になっていないか確認しましょう。
- 4) 一般に流通している価格より大幅に安く販売されている場合には、購入する商品が模倣品でないか十分に注意しましょう。
- 5) 支払い方法について、口座振り込みの前払いだけでなく、カード支払や代金引換など複数の方法が用意されているショップを選びましょう。
- 6) 注文した内容、販売業者からのメールや確認画面は保存しておきましょう。

もしも、不安に思った場合やトラブルが発生した場合には、『稲城市消費生活センター』に相談しましょう。
(連絡先は裏面に記載)

信用できるショップを選択して、安全にネット通信販売を楽しみましょう！！



警報!! なりすまし被害が急増

最近、「インターネットのフリーマーケットサービスで、誰かが自分に成りすまして商品を買ひ、多額の請求をされた」「クレジットカードに身に覚えのない請求がある」などの相談が急増しています。

相談された方にお聞きすると、実は偽メールや偽WEBサイトとは知らずに、何らかの個人情報を入力させられる「フィッシング詐欺」被害にあっているケースが多く見られます。例えば、ネットフリマサービスの会社名で「あなたの個人情報を確認する必要がある」とメールが届き、偽サイトにアカウント情報を登録させられたケース。また、宅配便の不在通知を装ったショートメッセージが届き、詳細を確認しようとリンクをタップしたら、本物そっくりのWEBサイトで個人情報を入力させられた事例などがあります。

もし、事業者名で個人情報の確認や警告、不在通知などのメールが届いたら、安易に開かないでください。必ず、その事業者の公式WEBサイトで注意喚起していないか調べましょう。

「アカウントやパスワード、氏名や住所」の入力を求められたら、すぐその場で中止してください!!



(消費生活相談員)

消費者講座開催報告

食材をムダにしない! 冷蔵庫収納と食品保存

10月10日(日)に料理研究家の島本美由紀先生をお招きして講演を開催しました。今回は新型コロナウイルス感染症の影響によりソーシャルディスタンスを考慮し、募集人数を大幅に減らして行いました。

当日は22名が参加し、島本先生のお話に引き込まれ、皆さん熱心に耳を傾けていました。アンケートには、「冷蔵庫の使い方、野菜の保存の仕方などよく分かりました」、「内容がとても良く、知らない事ばかりで楽しい講座でした」、「今まで開封したら冷蔵庫へ入れていた調味料が、常温保存と知りビックリした」という声をいただきました。

今後も消費生活センター運営協議会では、市民の皆様のためになる講座を開催いたします。



クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、

午後1時～3時30分



©K.Okawara・Jet Inoue

